

令和5年度

北海道水産施策概要

北海道水産林務部

目次

I	施策の推進方向と主な施策	1
II	個別施策の概要（所管別）	9
1	水産林務部総務課	
(1)	もっと知って→もっと食べよう！北海道のさかなたち	10
(2)	水産業振興対策事業費補助金	11
(3)	SNSによる北海道の水産情報発信	12
(4)	道産水産物営業プロジェクト	12
2	水産林務部水産局水産経営課	
(1)	漁村を支える女性活動応援事業	13
(2)	水難救難活動促進費補助金	14
(3)	海洋レジャー関係者指導事業費	14
(4)	漁船海難防止対策事業費補助金	15
(5)	担い手活動支援事業費（漁業就業促進事業費）	16
(6)	担い手活動支援事業費（漁業士育成事業）	17
(7)	研修事業費・漁業研修所維持管理費	18
(8)	水産業協同組合振興指導費	19
(9)	漁業協同組合経営指導事業費補助金	19
(10)	漁業共済事業普及指導費	20
(11)	資源管理体制推進事業費	20
(12)	漁業金融の指導	21
(13)	農林漁業資金管理指導費	22
(14)	漁業近代化資金利子補給金	23
(15)	沿岸漁業改善資金貸付事業費	24
(16)	漁業振興資金利子補給金	25
(17)	漁業経営維持安定資金融通助成事業費	26
(18)	漁業経営改善促進資金利子補給金	27
(19)	水産加工振興資金貸付金	28
(20)	漁業経営健全化促進資金利子補給金	29
(21)	漁業近代化漁船整備特別対策資金利子補給金	30
(22)	漁業用燃油価格高騰緊急対策事業費	30
(23)	道産水産物需要拡大事業費	31
(24)	見よう！知ろう！食べよう！こどもおさかな教室	32
(25)	水産物流通安全対策事業費	33
(26)	ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費	33
(27)	緊急海水・水産物モニタリング調査事業費	34
(28)	道産水産物魚食普及推進事業費	34
(29)	水産物流通適正化協議会運営費	35
(30)	道産水産物輸出拡大推進事業費	36

- (31) 水産物流通調整対策費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (32) 道産水産物輸出市場対策事業費・・・・・・・・・・・・ 37
- (33) ホタテガイ海域拡大管理推進事業費・・・・・・・・・・ 38

3 水産林務部水産局水産振興課

- (1) 漁業系廃棄物リサイクル促進事業費・・・・・・・・・・ 39
- (2) トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業・・・・ 40
- (3) 水産系廃棄物適正処理促進事業費・・・・・・・・・・・・ 40
- (4) 日本海ニシン栽培漁業定着事業費・・・・・・・・・・・・ 41
- (5) 新たな養殖業推進事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (6) 海域別栽培漁業推進費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (7) 北海道水産種苗生産施設維持補修費・・・・・・・・・・ 43
- (8) マツカワ栽培漁業実証事業費・・・・・・・・・・・・・・ 44
- (9) 種苗生産施設電気料金等高騰対策支援事業費・・・・ 44
- (10) 北海道ブルーカーボン推進事業費・・・・・・・・・・・・ 45
- (11) ホタテガイ生産安定対策推進事業費・・・・・・・・・・ 46
- (12) ICT技術等を活用したコンプ生産増大対策事業費・・・・ 47
- (13) 魚類防疫対策事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (14) 水産業改良普及指導費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- (15) 研究情報普及推進費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (16) マリンネット北海道運営費・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- (17) 水産試験研究・技術普及連携推進事業費・・・・・・ 52
- (18) 太平洋海域漁業被害広域モニタリング事業費・・・・ 52
- (19) 環境・生態系保全活動支援事業費・・・・・・・・・・・・ 53
- (20) 太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業費【繰越】・・・・ 54
- (21) 離島漁業再生支援事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- (22) 特定有人国境離島漁村支援事業費・・・・・・・・・・・・ 56
- (23) 水産業振興構造改善事業費・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (24) 漁場施設整備事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (25) 漁場整備開発事業計画調査費・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (26) 水産基盤整備事業（公共）・・・・・・・・・・・・・・ 59

4 水産林務部水産局漁港漁村課

- (1) 水産基盤整備事業（公共）・・・・・・・・・・・・・・ 59
- (2) 漁港海岸事業（公共）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- (3) 漁港災害復旧事業費（公共）・・・・・・・・・・・・・・ 67
- (4) 漁港海岸特別対策事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- (5) 漁港整備事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- (6) 漁港計画調査費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- (7) 漁港漁村活性化対策事業費・・・・・・・・・・・・・・ 71
- (8) 漁港海岸維持補修費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- (9) 漁港海岸計画調査費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

(10)	災害調査費	72
(11)	漁港利用適正化推進指導費	73
(12)	漁港維持補修費	73

5 水産林務部水産局漁業管理課

(1)	海洋新秩序確立推進対策費（資源管理体制推進事業）	74
(2)	水産資源管理総合対策事業費（資源管理体制推進事業）	75
(3)	漁船管理推進事業費（漁船管理情報処理システム費）	76
(4)	漁船管理推進事業費（漁船法等施行事務費）	77
(5)	漁業調整指導対策事業費（漁業調整指導費）	78
(6)	漁業調整指導対策事業費（沖合漁業調整対策費・沿岸漁業操業指導費）	79
(7)	漁業権切替関連事業費	80
(8)	秋サケ資源回復加速化事業費	81
(9)	さけ・ます増殖事業安定化特別対策事業費	82
(10)	保護水面管理事業費	83
(11)	河川遡上環境改善対策事業費	84
(12)	内水面漁業育成強化対策事業費補助金	84
(13)	外来魚拡散防止総合対策事業費	85
(14)	内水面漁業・養殖業振興対策事業費補助金	85
(15)	遊漁調整総合対策事業費	86
(16)	日本海サクラマス資源回復推進事業費	86
(17)	海外漁場入出域等通報管理費	87
(18)	国際漁業安定対策推進費	87
(19)	鮭鱒漁獲制限対策費	88
(20)	根室海峡海域操業秩序確立事業費	88
(21)	北海道・ロシア水産交流推進事業費	89
(22)	北方四島安全操業対策事業費	89
(23)	取締体制の強化と指導・取締りの効果的推進	90
(24)	密漁防止対策事業費	91
(25)	海区漁業調整委員会費（海区漁業調整委員会等機能強化推進事業費）	92
(26)	北海道連合海区漁業調整委員会	92
(27)	北海道内水面漁場管理委員会	92

6 水産林務部水産局全国豊かな海づくり大会推進室

(1)	全国豊かな海づくり大会開催事業費	93
-----	------------------	----

III 参考資料

地域づくり総合交付金（船揚場整備事業）	95
地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部試験研究課題一覧	97
北海道水産業・漁村振興条例	109

索引（施策の体系）

1 水産資源の適切な管理及び秩序ある利用（条例第8条）

資源管理体制推進事業費	20
マリンネット北海道運営費	51
海洋新秩序確立推進対策費（資源管理体制推進事業）	74
水産資源管理総合対策事業費（資源管理体制推進事業）	75
漁船管理推進事業費（漁船管理情報処理システム費）	76
漁船管理推進事業費（漁船法等施行事務費）	77
漁業調整指導対策事業費（漁業調整指導費）	78
漁業調整指導対策事業費（沖合漁業調整対策費・沿岸漁業操業指導費）	79
漁業権切替関連事業費	80
遊漁調整総合対策事業費	86
取締体制の強化と指導・取締りの効果的推進	90
密漁防止対策事業費	91
海区漁業調整委員会費（海区漁業調整委員会等機能強化推進事業費）	92
北海道連合海区漁業調整委員会	92
北海道内水面漁場管理委員会	92

2 栽培漁業の推進（条例第9条）

日本海ニシン栽培漁業定着事業費	41
新たな養殖業推進事業費	42
海域別栽培漁業推進費	43
北海道水産種苗生産施設維持補修費	43
マツカワ栽培漁業実証事業費	44
種苗生産施設電気料金等高騰対策支援事業費	44
ホタテガイ生産安定対策推進事業費	46
魚類防疫対策事業費	48
研究情報普及推進費	50
漁場施設整備事業費	58
漁場整備開発事業計画調査費	58
水産基盤整備事業（公共）	59
秋サケ資源回復加速化事業費	81
さけ・ます増殖事業安定化特別対策事業費	82
保護水面管理事業費	83
河川遡上環境改善対策事業費	84
日本海サクラマス資源回復推進事業費	86

3 担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進（条例第10条）

漁村を支える女性活動応援事業	13
----------------	----

担い手活動支援事業費（漁業就業促進事業費）	16
担い手活動支援事業費（漁業士育成事業）	17
研修事業費・漁業研修所維持管理費	18
水産基盤整備事業（公共）	59

4 安定的な水産業経営の育成（条例第 11 条）

水産業振興対策事業費補助金	11
漁業共済事業普及指導費	20
漁業金融の指導	21
農林漁業資金管理指導費	22
漁業近代化資金利子補給金	23
沿岸漁業改善資金貸付事業費	24
漁業振興資金利子補給金	25
漁業経営維持安定資金融通助成事業費	26
漁業経営改善促進資金利子補給金	27
漁業経営健全化促進資金利子補給金	29
漁業近代化漁船整備特別対策資金利子補給金	30
漁業用燃油価格高騰緊急対策事業費	30
I C T 技術等を活用したコンブ生産増大対策事業費	47
水産業改良普及指導費	49
海外漁場入出域等通報管理費	87
国際漁業安定対策推進費	87
鮭鱒漁獲制限対策費	88
根室海峡海域操業秩序確立事業費	88
北海道・ロシア水産交流推進事業費	89
北方四島安全操業対策事業	89

5 協同組合組織の経営の安定（条例第 12 条）

水産業協同組合振興指導費	19
漁業協同組合経営指導事業費補助金	19
内水面漁業育成強化対策事業費補助金	84
内水面漁業・養殖業振興対策事業費補助金	85

6 安全かつ良質な水産物の安定的な供給（条例第 13 条）

水産物流通安全対策事業費	33
ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費	33
緊急海水・水産物モニタリング調査事業費	34
水産物流通適正化協議会運営費	35
道産水産物輸出拡大推進事業費	36
魚類防疫対策事業費	48

水産業振興構造改善事業費	57
水産基盤整備事業（公共）	59
漁港整備事業費	69
漁港計画調査費	70
漁港維持補修費	73

7 水産物の競争力の強化（条例第 14 条）

道産水産物営業プロジェクト	12
水産加工振興資金貸付金	28
道産水産物需要拡大事業費	31
道産水産物魚食普及推進事業費	34
道産水産物輸出拡大推進事業費	36
水産物流通調整対策費	37
道産水産物輸出市場対策事業費	37
ホタテガイ海域拡大管理推進事業費	38
水産業振興構造改善事業費	57

8 水産資源の生育環境の保全及び創造（条例第 15 条）

ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費	33
トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業	40
太平洋海域漁業被害広域モニタリング事業費	52
環境・生態系保全活動支援事業費	53
太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業費【繰越】	54
漁場施設整備事業費	58
漁場整備開発事業計画調査費	58
水産基盤整備事業（公共）	59
外来魚拡散防止総合対策事業費	85

9 環境と調和した水産業の展開（条例第 16 条）

漁業系廃棄物リサイクル促進事業費	39
トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業	40
水産系廃棄物適正処理促進事業費	40
北海道ブルーカーボン推進事業費	45
全国豊かな海づくり大会開催事業費	93

10 快適で住みよい漁村の構築（条例第 17 条）

水難救難活動促進費補助金	14
海洋レジャー関係者指導事業費	14
漁船海難防止対策事業費補助金	15
水産基盤整備事業（公共）	59

漁港海岸事業（公共）	66
漁港災害復旧事業費（公共）	67
漁港海岸特別対策事業費	68
漁港整備事業費	69
漁港計画調査費	70
漁港漁村活性化対策事業費	71
漁港海岸維持補修費	71
漁港海岸計画調査費	72
災害調査費	72
漁港利用適正化推進指導費	73
漁港維持補修費	73

11 活力ある漁村の構築（条例第 18 条）

離島漁業再生支援事業費	55
特定有人国境離島漁村支援事業費	56
水産基盤整備事業（公共）	59
漁港海岸事業（公共）	66
漁港整備事業費	69
漁港漁村活性化対策事業費	71

12 道民理解の促進（条例第 19 条）

もっと知って→もっと食べよう！北海道のさかなたち	10
SNSによる北海道の水産情報発信	12
研究情報普及推進費	50
マリネット北海道運営費	51

13 水産業の振興に関する技術の向上（条例第 20 条）

トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業	40
ICT技術等を活用したコブ生産増大対策事業費	47
水産業改良普及指導費	49
研究情報普及推進費	50
マリネット北海道運営費	51
水産試験研究・技術普及連携推進事業費	52
太平洋海域漁業被害広域モニタリング事業費	52

I 施策の推進方向と主な施策

1 施策の推進方向

道では、本道水産業・漁村の持続的な発展を図り、水産業・漁村が持つ水産物の供給をはじめとする多様な機能を発揮させていくため、平成14年に「北海道水産業・漁村振興条例」を制定し、この条例に定める振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年3月には、当面の5年間（令和5年から令和9年）の施策の展開方向を示す「北海道水産業・漁村振興推進計画（第5期）」を策定しています。

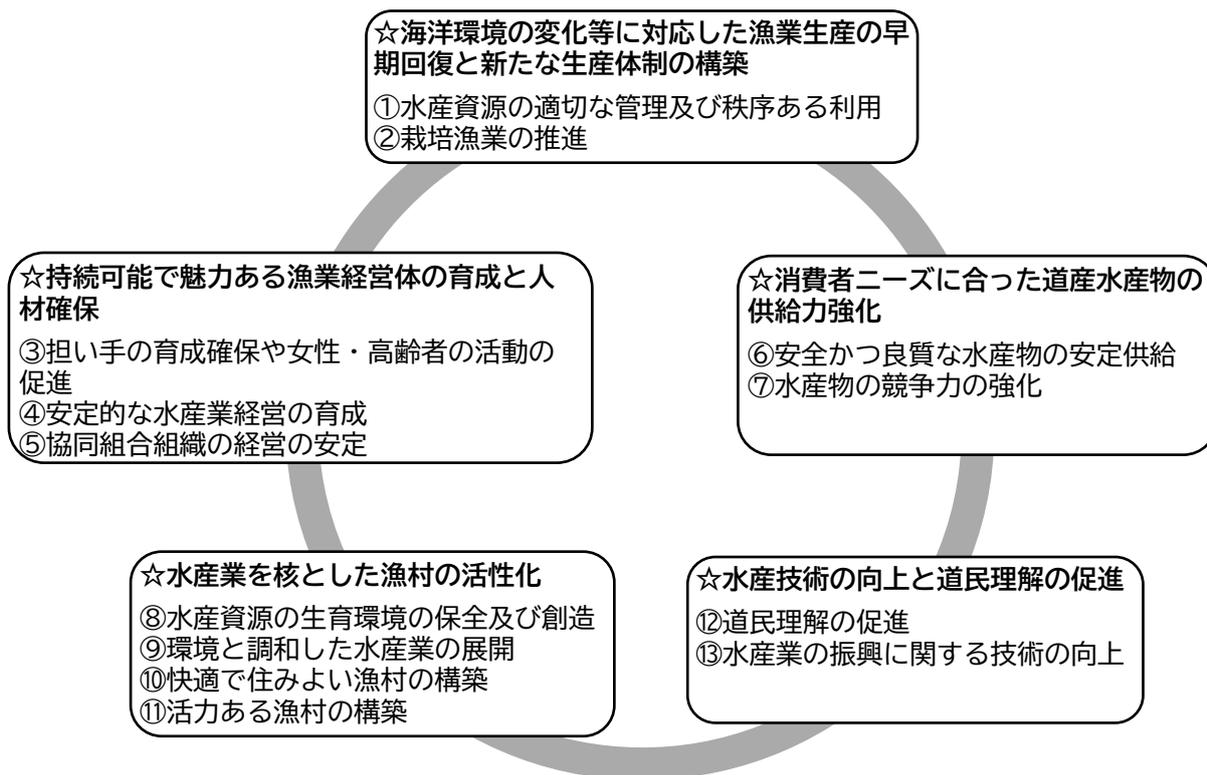
この計画に基づき、「海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築」、「持続可能で魅力ある漁業経営体の育成と人材確保」、「消費者ニーズに合った道産水産物の供給力強化」、「水産業を核とした漁村の活性化」、「水産技術の向上と道民理解の促進」の五つを基本的な方針として掲げ、13項目の展開方向に沿って各種の施策を総合的かつ計画的に推進していくことにより、変化に対応した水産業の体質強化と漁村の活力向上に向けて取り組んでいくこととしています。

次世代につなぐ水産業と活気あふれる漁村づくりに向けて

<<北海道水産業・漁村振興条例の3つの基本理念>>

- I 将来にわたる安全かつ良質な水産物の安定供給
- II 地域を支える活力ある産業としての水産業の発展
- III 水産業の基盤のみならず自然とのふれあいなど多様な機能を発揮する漁村の発展

<<計画の5つの方針>>



また、施策全体において横断的に、以下の取組を進めます。

- ・海洋環境の変化に対応した栽培漁業の取組強化や新たな増養殖などによる生産回復・安定化
- ・水産分野におけるゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の推進
- ・スマート水産業による効率的な漁業の推進
- ・都市と漁村の交流促進による地域の活性化

北海道水産業・漁村振興推進計画（第5期）概要

1 計画策定の考え方

- ・本計画は「北海道水産業・漁村振興条例」に基づき、水産業・漁村の振興に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定。
- ・「北海道総合計画」の特定分野別計画としての位置付け。
- ・計画期間は令和5～9年度の5年間で、今後10年程度を見通し、当面5年間の取組を示す。

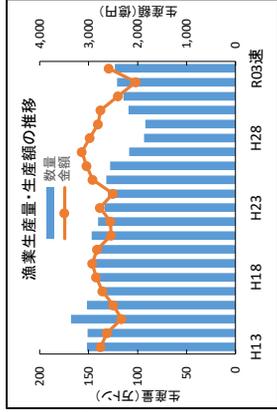
2 水産業・漁村の振興に関する基本的な方針

○本道水産業・漁村をとりまき情勢と直面する課題

■気候変動や海洋環境変化等

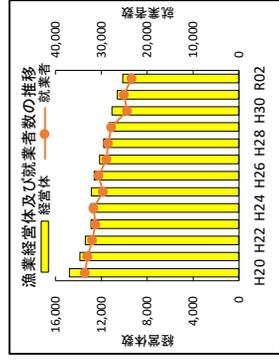
による漁業生産への影響

- ・気候変動や海洋環境の変化、赤潮などの影響



■漁業生産体制の脆弱化

- ・漁業就業者の減少・高齢化の進行
- ・漁船や漁労機器等の老朽化



■デジタル化・スマート化の進展

- ・取引の電子化、ICT・IoT・AI等の技術や機器の発展

○計画の基本的な方針

○水産業・漁村の振興に関する基本理念

- ・安全かつ良質な水産物の供給
- ・地域を支える活力ある産業としての水産業の発展
- ・多様な機能を発揮する漁村の発展

実現のため

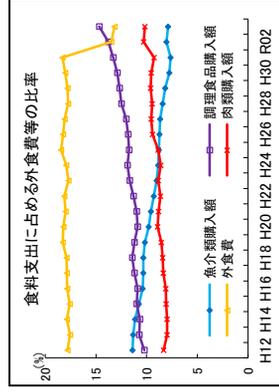
○第5期計画における施策推進の考え方

- ・漁業生産の早期回復や漁業経営の安定、就業者確保といった喫緊の課題に対応
 - ・スマート技術の活用やゼロカーボンへの貢献など、直面する新たな課題・役割にも対応
- 将来にわたり安心して漁業を営むことができる持続的な本道水産業・漁村を確立

■国内外の消費・流通構造

の変化

- ・水産物消費の減少が続き、今後の人口減少とあいまって一層の減少が懸念
- ・簡便化等の消費ニーズの多様化



■SDGs・カーボンニュートラル・脱プラ等の国際的な取組への対応

- ・SDGs、カーボンニュートラル、脱プラスチックなどの環境問題への国際的な取組の広がり
- ・ブルーカーボンへの期待の高まり



■国際的な漁業情勢の変化

- ・ロシアのウクライナ侵略による燃油や資材価格の高騰、ロシアとの協定に基づく漁業への影響
- ・サンマやスルメイカ、クロマグロなど高度回遊性魚種に関する地域漁業管理機関による資源の保存管理

■漁村地域の活力低下

- ・漁村地域の人口減少・高齢化、自然災害の激甚化
- ・漁業生産の減少による漁業や関連産業への影響

3 施策の展開方向

○施策推進の考え方に基づく施策の柱と主な取組

<p>海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築</p>	<p>持続可能で魅力ある漁業経営体の育成と人材確保</p>	<p>消費者ニーズに合った道産水産物の供給力強化</p>	<p>水産業を核とした漁村の活性化</p>	<p>水産技術の向上と道民理解の促進</p>
<p>■水産資源の適切な管理及び秩序ある利用 ・海洋環境の変化等の影響を受けにくい漁業生産体制づくりの推進 ・増加傾向にある水産資源の利用促進 ■栽培漁業の推進 ・秋サケやホタテガイ、コンブの生産回復と安定化 ・海域の特性に応じた栽培漁業の取組強化 ・将来を見据えた新たな増養殖の展開</p>	<p>■担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進 ・新規就業者の確保・育成 ・高齢者や女性等に配慮した働きやすい就労環境の整備 ■安定的な水産業経営の育成 ・スマート水産業の実現による収益性の向上 ■協同組合組織の経営の安定 ・漁業協同組合等の健全性の確保</p>	<p>■全かつ良質な水産物の安定供給 ・道産水産物の安全・安心の確保 ・衛生管理の高度化の推進 ■水産物の競争力の強化 ・道産水産物の消費や販路の拡大 ・輸出拡大に向けた環境整備</p>	<p>■水産資源の育成環境の保全及び創造 ・沿岸環境の保全対策の推進 ■環境と調和した水産業の展開 ・水産分野におけるゼロカーボン北海道への貢献 ■快適に住みよしい漁村の構築 ・安全な漁村づくり ■活力ある漁村の構築 ・海洋関連産業と連携した漁村づくり</p>	<p>■道民理解の促進 ・道産水産物や水産業の情報公開活動の推進 ■水産業の振興に関する技術の向上 ・試験研究機関等と連携した調査研究の推進 ・地域ニーズに応じた技術の普及指導</p>

○新たな課題や役割に対応する主な取組

・地域の実情に応じたサケマス類等の魚類養殖やウニ等陸上養殖などの技術開発や採算性の検討



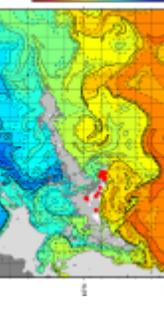
・ブルーカーボンとして期待される藻場・干潟の保全・造成



・洋上風力発電について、漁業実態や漁業者の意向を踏まえた協議の促進



・ICT等を活用した海洋環境の変化の迅速な把握、資源管理の効率化



・ICT等を活用した入網状況の把握や陸上作業の自動化などによる収益性の向上や省力化の実現



・漁港施設や地域資源を活用した体験型観光等、海洋関連産業と連携した漁村づくり



4 目標

漁業生産量	R2	121万トン	⇒	目標 (R14年)	150万トン	……	漁業生産額	R2	866万円	⇒	目標 (R14年)	1,370万円
				すう勢 (R14年)	100万トン	……					すう勢 (R14年)	1,190万円

令和5年度 水産関連施策の展開方向及び主な施策

背景

- **漁業生産量の減少**
 - ・全魚種 H24：1,208千トン → R4(速)：1,158千トン
 - ・サケ H24：112千トン → R4(速)：84千トン
 - ・コンブ H24：18千トン → R4(速)：11千トン
- **近年水揚げが増加する新たな水産資源**
 - ・イワシ H24：23千トン → R4(速)：240千トン
 - ・ニシン H24：5千トン → R4(速)：20千トン
- **栽培漁業の進展** (放流前) (放流後)
 - ・ニシン(日本海北部) H7：18トン → R3：3,338トン
 - ・マツカワ(えりも以西) H17：10トン → R3：95トン
- **漁業者の減少・高齢化**
 - ・漁業就業者が減少 H23：31千人 → R3：22千人

課題

- **漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築**
 - ・秋サケ資源の早急な回復
 - ・新たな増養殖の推進
 - ・安定的な種苗生産放流体制の構築
 - ・波浪に強いホタテガイ漁場づくり
 - ・コンブ漁場の機能回復
- **持続可能な経営体の育成と人材確保**
 - ・スマート水産業の推進
 - ・新規就業者の確保・育成の一層の推進
 - ・漁業者等の経営安定
- **道産水産物の消費拡大と競争力強化**
 - ・国内外での消費回復
 - ・漁港の衛生高度化等による競争力強化
- **漁村地域の活力向上や環境との調和**
 - ・藻場等の回復
 - ・水産業における廃棄物の削減
 - ・トド等海獣による漁業被害の軽減
 - ・水産資源の保護・増殖や漁場の環境保全に対する理解の促進
 - ・赤潮被害地域の漁場の回復
- **水産技術の向上等**
 - ・新たな技術の水産業への活用
 - ・水産業・漁村に対する理解の深化

展開方向と主な施策

- ### I 海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築
- ◎ **秋サケ資源回復加速化事業費**
 - ・秋サケ資源の回復に向け、増殖事業団体の種苗生産体制の整備に支援
 - ◎ **新たな養殖業推進事業費**
 - ・本道に適した養殖の展開方向の検討と新たな養殖手法の実証
 - ◎ **日本海ニシン栽培漁業定着事業費**
 - ・日本海海域の種苗生産・放流の取組に対する支援
 - **水産基盤整備事業費（漁場整備・公共）**
 - ・水産生物の良好な生息環境空間創出のため、生活史に対応した漁場整備を実施
- ### II 持続可能で魅力ある漁業経営体の育成と人材確保
- ◎ **ICT技術等を活用したコンブ生産増大対策事業費**
 - ・ICT等を活用したコンブ漁場把握の技術開発や生産体制分業化モデルの構築
 - **研修事業費**
 - ・漁業者として必要な知識・技術の取得等を目的とした研修を実施
 - **漁業振興資金利子補給金**
 - ・沿岸漁業者の経営資金借入に対する支援
- ### III 消費者ニーズに合った道産水産物の供給力強化
- ◎ **道産水産物需要拡大事業費**
 - ・近年漁獲が増加しているマイワシ等についてフェア開催等により需要を拡大
 - ◎ **道産水産物輸出拡大推進事業費**
 - ・生産者団体が行う海外量販店でのイベント開催やネット通販等の取組に支援
 - **水産基盤整備事業（漁港整備・公共）**
 - ・屋根付き岸壁などの衛生管理高度化や防災力を強化した漁港施設の整備
- ### IV 水産業を核とした漁村の活性化
- ◎ **北海道ブルーカーボン推進事業費**
 - ・ブルーカーボンに係る道内吸収量の算定等により地域の藻場保全の取組を促進
 - ◎ **漁業系廃棄物リサイクル促進事業費**
 - ・漁業系廃棄物のリサイクルによる温室効果ガス排出削減に向けた取組に対する支援
 - **トド・オットセイ海獣被害防止総合対策事業費**
 - ・トド等の海獣被害の軽減に向けたハンター育成等に対する支援
 - ◎ **全国豊かな海づくり大会開催事業費**
 - ・令和5年度開催の大会運営に要する経費
 - **太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業費**
 - ・赤潮被害地域において漁業者等が行う漁場環境の回復に資する活動等を支援
- ### V 水産技術の向上と道民理解の促進
- ◎ **ICT技術等を活用したコンブ生産増大対策事業費【再掲】**
 - ・水産業普及指導員による漁業者への技術普及や小中学生への水産知識の普及啓発等

◎新規・拡充
○継続 □繰越

北海道水産業・漁村振興推進計画（第5期）に基づく令和5年度水産関係施策の体系

【令和5年度の主な施策（令和4年度補正を含む）】

新：新規、拡：拡充、非：非予算事業

海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築

- ①水産資源の適切な管理及び秩序ある利用
 - 資源管理体制推進事業費
 - ・資源管理方針及び指針の策定(変更)、資源管理計画及び協定等の作成(変更)指導
 - 漁業権切替関連事業費
 - ・漁業法に基づく漁業権の切替（定置・区画・共同）に必要な調査等の実施
- ②栽培漁業の推進
 - 拡 新たな養殖業推進事業費〔地方創生推進交付金〕
 - ・本道に適した養殖の展開方向の検討と新たな養殖手法の実証
 - 拡 日本海ニシン栽培漁業定着事業費
 - ・後志南部、檜山地区での種苗放流体制の確立に向けた取組に対する支援
 - 拡 秋サケ資源回復加速化事業費（ふるさと納税を活用）
 - ・秋サケ資源の回復に向け、増殖事業団体の種苗生産体制の整備を支援

持続可能で魅力ある漁業経営体の育成と人材確保

- ③担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進
 - 漁業就業促進事業費
 - ・新規漁業就業の促進や就業者の就労安定を図る支援を実施
 - 研修事業費
 - ・道立漁業研修所において各種研修事業を実施
 - 非 漁村（はま）を支える女性活動の応援
 - ・水産物の加工や販売などに取り組み女性の活動を応援するとともに広く発信
- ④安定的な水産業経営の育成
- ⑤協同組合組織の経営の安定
 - 漁業振興資金利子補給金
 - ・沿岸漁業者の資金借入に対する支援
 - 漁業近代化資金利子補給金
 - ・漁労施設の取得など、漁業者等の経営の近代化に向けた借入に対する支援

消費者ニーズに合った道産水産物の供給力強化

- ⑥安全かつ良質な水産物の安定的な供給
 - 拡 道産水産物需要拡大事業費〔地方創生推進交付金〕
 - ・漁獲が増えている魚種の需要拡大の取組を支援し、安定的な水産物市場を確保
- ⑦水産物の競争力の強化
 - 拡 道産水産物輸出拡大推進事業費〔地方創生推進交付金〕
 - ・海外でのネット販促等への支援やホタテなど道産水産物のフェア等の開催
 - 水産業振興構造改善事業費
 - ・水産業の持続的な生産体制構築のため、共同利用施設の整備等に対して支援
 - 非 道産水産物営業プロジェクト
 - ・若手職員が生産と販売の現場の橋渡し役となって販路開拓や商品PRを実施

水産業を核とした漁村の活性化

- ⑧水産資源の生育環境の保全及び創造
 - トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業費
 - ・トド等の海獣被害の軽減に向けたハンター育成等に対する支援
- ⑨環境と調和した水産業の展開
 - 環境・生態系保全活動支援事業費
 - ・ブルーカーボンに資する藻場の保全など漁業者等による活動を支援
 - 拡 漁業系廃棄物リサイクル促進事業費〔循環資源利用促進税基金〕
 - ・漁業系廃棄物の適切な排出方法の普及と漁業におけるカーボンニュートラルを促進
 - 新 北海道ブルーカーボン推進事業費〔温暖化防止対策基金、ふるさと寄附〕
 - ・藻場等の保全や整備により、環境と調和した水産業を構築
 - 太平洋海域漁業被害広域モニタリング事業費
 - ・被害地域を含む全道の海域でプランクトン種や密度などを測定
 - 太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業費
 - ・被害地域における漁場環境の回復に向けた生残ウニの移植などの活動を支援
 - 拡 全国豊かな海づくり大会開催事業費
 - ・令和5年度開催の大会開催経費

⑩快適で住みよい漁村の構築

⑪活力ある漁村の構築

漁港海岸事業（公共）

水産技術の向上と道民理解の促進

⑫道民理解の促進

- 非 もっと知って→もっと食べよう！北海道のさかなたち
 - ・水産業・漁村に対する道民理解促進に向けた出前授業の実施

⑬水産業の振興に関する技術の向上

- 拡 ICT技術等を活用したコンブ生産増大対策事業費〔地方創生推進交付金〕
 - ・ICTを活用した漁場の効率的な管理や生産過程の自動化を促進
- 水産業改良普及指導費
 - ・水産業普及指導員による漁業者への技術普及や担い手の育成

2 令和5年度の主な施策

【北海道水産業・漁村振興条例に定める基本的施策】

① 水産資源の適切な管理及び秩序ある利用

TAC数量の適切な管理を行うため、管理区分ごとに知事管理漁獲可能量を定めるとともに、北海道資源管理方針の策定、見直しや資源管理協定の策定指導を行うなど、水産資源の持続的利用を推進するほか、切替時期を迎える定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権について現地調査指導等に取り組み、免許します。

② 栽培漁業の推進

魚類養殖やウニの陸上養殖など新たな養殖の事業化に向け、本道に適した展開方向の検討及び養殖手法の実証を行うほか、日本海のニシンについて、種苗生産・放流の取組に対する支援を行います。

また、来遊尾数が減少傾向にある秋サケ資源の早期回復を図るため、稚魚の遊泳力を強化する取組を実施するほか、飼育環境を改善する施設整備やふ化放流マニュアルの改訂に対して支援するなど、栽培漁業を推進します。

さらに、水産生物の良好な生息環境空間の創出に向け、生活史に対応した漁場整備を推進します。

③ 担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進

漁業の新規就業の促進や就業者の就労安定を図る取組に対して支援するほか、漁業に携わるために必要な知識、技術等を習得させるための研修を実施するなど、担い手確保を推進します。

また、漁村の産業振興や地域づくりに大きな役割を果たしている女性の活躍促進のため、関連する勉強会、研修会等を開催するとともに、女性グループの活動状況をホームページ等で広く紹介します。

④ 安定的な水産業経営の育成

沿岸漁業者等の漁業経営の維持安定、向上や漁業経営の近代化に向けた漁ろう施設の取得などを促進するため、漁業振興資金や漁業近代化資金など制度資金により支援します。

⑤ 協同組合組織の経営の安定

水産業協同組合の運営が適正に行われるよう、水産業協同組合法に基づく指導・監督を行うとともに、経営健全化を要する漁協に対し指導を実施します。

⑥ 安全かつ良質な水産物の安定的な供給

海水の放射性物質や二枚貝の貝毒モニタリングを行うとともに、衛生管理に対応した漁港や持続的な生産体制の構築に必要な鮮度保持施設等の整備を推進します。

⑦ 水産物の競争力の強化

近年漁獲が増加しているマイワシ・ブリ・ニシンについて道内飲食店でのフェアを開催するなど、道産水産物の消費拡大を図るほか、海外量販店におけるイベントの開催やネット通販などを行う

生産者団体への支援により道産水産物の輸出拡大を促進します。

⑧ 水産資源の生育環境の保全及び創造

漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、令和3年9月中旬以降に赤潮が発生した北海道太平洋沿岸において、漁業者等が行う漁場環境の回復に資する活動を支援します。

⑨ 環境と調和した水産業の展開

漁業におけるカーボンニュートラルを推進するため、ブルーカーボンに資する取組を促進するほか、漁業系廃棄物のリサイクルによる温室効果ガス排出削減に向けた取組を支援します。

また、海獣類による沿岸漁業被害が漁業経営に大きな影響を与えていることから、トドについて国の管理基本方針に基づいた採捕管理を行うほか、漁業者ハンターの育成や技術の向上など、総合的な対策を推進します。

さらに、令和5年9月に北海道での開催を予定している全国豊かな海づくり大会に向けて、広報媒体等を利用したPRなど機運醸成を図るとともに、大会設置本部の設置など本大会を円滑に運営するための準備を進めます。

⑩ 快適で住みよい漁村の構築

漁村地域の防災力の強化のため、漁港の耐震岸壁等の整備を進めるとともに、海岸保全基本計画に基づく海岸保全施設の整備などを推進します。

⑪ 活力ある漁村の構築

漁村地域の活力再生を図ることを目的に、漁港の就労環境や機能の改善等に係る施設整備を行い、漁港機能を増進します。

また、離島地域の漁業集落が実施する、漁場の再生や生産力の向上等に関する実践的な取組を支援します。

⑫ 道民理解の促進

水産業・漁村や魚食に対する道民の理解を深めるため、小中学生等を対象とした出前授業を行うほか、SNS を活用して漁業の様子や旬の水産物、美味しい食べ方やイベント情報など水産業の魅力を発信し、漁業や水産物との出会いの場を提供します。

⑬ 水産業の振興に関する技術の向上

コンブ漁場の有効活用や効果的な管理のため、ICT 等を活用した漁場の画像解析技術の精度向上に取り組むとともに、コンブの生産性向上を図るため、共同乾燥設備モデルの現場実証や工業原料としての利用方法の検討を行います。

また、多様化する地域ニーズに対応しながら、水産業の振興を図る上で必要な資源管理や栽培漁業、水産加工などの調査研究や技術開発を進めるとともに、沿岸漁業者等に対する技術・知識の普及や啓発指導を行います。

Ⅱ 個別施策の概要（所管別）

1 水産林務部総務課

(1) もっと知って→もっと食べよう！北海道のさかなたち

1 目的・概要等

水産業及び漁村に対する道民の理解を促進するため、小中学生等を対象とした出前授業を開催する。

2 事業内容

【出前授業の開催】

小中学校や消費者団体などからの要請に基づき、職員が直接小中学校等へ出向き、水産業・漁村に関する講座を開催する。（全道を対象）

【開催状況】令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響による中止又は規模縮小が続いていたが、令和4年度の実績はコロナ禍以前の水準まで回復した。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	85件	86件	46件	49件	81件
対象者数	3,084名	3,522名	1,028名	1,236名	3,148名



出前授業風景

3 出前授業の実施機関（総合振興局又は振興局水産主務課、本庁水産林務部総務課）

名称	郵便番号	住所	電話番号
空知総合振興局 産業振興部林務課	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0070
石狩総合振興局 産業振興部水産課	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館	011-204-5841
後志総合振興局 産業振興部水産課	〒044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1391
胆振総合振興局 産業振興部水産課	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル	0143-24-9809
日高総合振興局 産業振興部水産課	〒057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56	0146-22-9321
渡島総合振興局 産業振興部水産課	〒041-8558	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9481
檜山総合振興局 産業振興部水産課	〒043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6551
上川総合振興局 産業振興部林務課	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5959
留萌総合振興局 産業振興部水産課	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8469
宗谷総合振興局 産業振興部水産課	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2532
オホーツク総合振興局 産業振興部水産課	〒093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0654
十勝総合振興局 産業振興部水産課	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8609
釧路総合振興局 産業振興部水産課	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9211
根室総合振興局 産業振興部水産課	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-5691

本庁水産林務部総務課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL：011-204-5457

予算額（千円）	国	道	その他	実施年度	担当課・係
R5年度（非予算事業）				H17～	総務課 水産企画係
R4年度（非予算事業）					

(2) 水産業振興対策事業費補助金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	2,843	－	2,843	－	S 56～	総務課
R 4年度	2,993	－	2,993	－		水産企画係
区分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	（一社）北海道水産会			負担区分	道定額	
事業目的	漁業経営の安定や水産関連産業の振興のため、（一社）北海道水産会が実施する関係団体との意見調整及び国際漁業対策の推進等の事業活動に助成する。					
事業内容	<p>（補助の考え方）</p> <p>水産業の基盤整備や漁村地域の活性化の推進、本道漁業者の操業機会の確保など、本道水産業の振興を図るため、国等に対する要請活動、提言などに要する経費に対し、助成する。</p> <p>（補助対象事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水産政策等推進事業 本道水産業の振興に向け、業界の要望・意見をとりまとめ、国等に対する要請活動や道内水産関係団体の代表として提言等を行う。 2 国際漁業対策推進事業 (1)日ソ地先沖合漁業協定などに基づく国際漁業交渉に当たり、関係団体の要望事項を取りまとめ、その実現のため国などに要請活動を行う。 (2)ロシア・韓国等の情報収集及び会員への情報提供を行う。 3 貝殻島区域昆布採取協定事業 貝殻島区域昆布採取協定について、ロシア連邦政府と交渉を実施する。 4 他産業団体等連絡協調事業 (1)在札団体役員定例懇談会を開催する。 (2)水産業界の窓口団体として、他産業団体などと連絡調整を行う。 (3)会報の発行 など。 					

(3) SNSによる北海道の水産情報発信

予算額(千円)	国	道	その他	実施年度	担当課・係
R5年度	(非予算事業)			R2～	総務課
R4年度	(非予算事業)				水産企画係
事業目的	水産業・漁村に対する道民理解の促進と、道民の水産業の振興に対する自発的な関わりを促すため、SNSを活用して北海道の水産業の魅力を発信する。				
事業内容	漁協や漁業者と連携して北海道の水産業の魅力や旬の水産物について情報を収集し、発信することにより、道民に北海道の漁業や水産物との出会いの機会を提供する。 (主な投稿内容) ・漁業の様子(水揚げ風景など) ・地域や漁業者等の取組紹介 ・イベント情報 ・おすすめの食べ方 ・水産物にまつわる豆知識 など				

(4) 道産水産物営業プロジェクト

予算額(千円)	国	道	その他	実施年度	担当課・係
R5年度	(非予算事業)			R3～	総務課
R4年度	(非予算事業)				水産企画係
事業目的	北海道水産業の現状に危機感を抱く若手職員を中心に自らが営業マンとなって、生産と販売の現場を仲介し、新たな流通ルートの開拓や付加価値向上を目指す。				
事業内容	(1) 道産水産物営業プロジェクトチームについて 道産水産物の消費を拡大させたいと考えている本庁、振興局の「営業担当」で構成。全道のネットワークを活用し、各地の漁協等と連携をとりながら、商材を掘り起こし営業活動を展開。 (2) 取組の内容 ・道産水産物や漁協などが生産する加工品の情報収集、商材の掘り起こし ・生産者や営業先へ製品化や販売手法などを提案 ・消費者等に対するPR活動の実施 (3) R4年度の取組実績 ○北海道どさんこプラザ札幌店での水産物フェア開催 ○北海道キリンビバレッジ株式会社との協働 ・「北海道名産魚の美味しさ再発見料理はどれ？」キャンペーン ・「食材の宝庫！北海道産名物を楽しむほっけづくし弁当」のPR ・「北海道うまいもんフェア」キャンペーン ・社員食堂でホッケの新しい食べ方を提案				

2 水産林務部水産局水産経営課

はま

(1) 漁村を支える女性活動応援事業

1 目的・概要等

漁村における女性は、水産業や地域振興において重要な役割を果たしているとともに産業や地域づくりの担い手としても大きく期待されていることから、女性グループが行う加工や販売などの取組が促進されるよう応援するとともにこれらの活動を広く発信する。

2 事業内容

【浜の女性応援隊】

水産部局の女性職員が中心となり「浜の女性応援隊」を組織し、女性グループの活動を応援するとともに必要な対策を検討するための勉強会や研修会を開催する。

○メンバー：水産林務部水産局及び振興局水産課の女性職員 等

活動内容	開催時期
① 女性グループが取組むイベントや加工・販売などの手伝い	※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止又は大幅縮小
② // の活動状況などの情報発信	
③ 必要な対策の検討や各地の情報交換を行う勉強会の開催	
④ 研修会の開催	

【加工・販売などの取組を応援】

チャレンジしたい女性グループに対し、活用できる事業や必要な手続き、専門家の紹介や関係機関への仲介などを行う。

【女性の活動状況などの発信】

各振興局を通じ、女性グループの活動状況などを情報収集し、道のホームページに掲載するなど、広く情報提供する。

3 活動内容

- ・ 漁協女性部等が行うイベントに道職員が参加し作業を手伝ったほか、先進事例等を学ぶため研修会や情報交換を行う勉強会を開催。
- ・ 活動状況の情報収集を行い、北海道ホームページへ掲載し情報提供を行う。



予算額(千円)				実施年度	担当課・係
	国	道	その他		
R5年度	(非予算事業)			H27～	水産経営課 担い手育成係
R4年度	(非予算事業)				

(2) 水難救難活動促進費補助金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	1,000	—	1,000	—	H10～	水産経営課
R 4年度	1,000	—	1,000	—		担い手育成係
区分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	(公益社団法人)北海道海難防止・水難救済センター			負担区分	道1/2 市町村1/2	
事業目的	海難事故の救助促進のため、ボランティアとして活動している水難救難所に対し、救助経費を助成する。					
事業内容	<p>プレジャーボートなどによるレジャー型海難事故に対し、ボランティアとして救助活動を行っている救難所に、用船料等の救難活動経費の一部を出動報奨金として助成する。</p> <p>1 事業主体 (公益社団法人)北海道海難防止・水難救済センター</p> <p>2 支給額 救助に出動した船一隻当たり50千円（原則、1事故につき2隻を限度）</p> <p>3 補助率 道：1/2、関係市町村（海難事故発生市町村）：1/2</p>					

(3) 海洋レジャー関係者指導事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	75	—	75	—	H17～	水産経営課
R 4年度	75	—	75	—		担い手育成係
区分	道単独			実施方法	委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>近年の海洋性レクリエーションの機会の増加に伴い、遊漁者による漁具の破損、漁船への航行妨害、ゴミの投棄や漁港での迷惑駐車、海難事故が発生しているほか、資源や水域利用などについて、漁業者とのトラブルも発生している。</p> <p>これらの解消に向け、海洋レジャー関係者を対象とした安全講習会を開催し、海面や漁業資源の適切な利用を推進するとともに、海難事故の未然防止等を図る。</p>					
事業内容	<p>漁業者、遊漁者、プレジャーボートの運転者などを対象に遊漁に関するルールやマナー等の講習会に併せて、海難事故対策や未然防止に関する指導等を行う。</p> <p>委託先：(公益社団法人)北海道海難防止・水難救済センター</p>					

(4) 漁船海難防止対策事業費補助金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	26,523	—	26,523	—	S49～	水産経営課
R 4 年度	26,523	—	26,523	—		担い手育成係
区分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	(公益社団法人)北海道海難防止・水難救済センター			負担区分	道1/2	
事業目的	<p>明るい漁村社会の構築や漁業経営の安定を図るため、漁船海難防止対策から救助救済までを総合的に担っている(公益社団法人)北海道海難防止・水難救済センターが実施する海難防止対策事業に対し助成する。</p>					
事業内容	<p>1 海難防止事業 ・海難防止関連各種会議、海難防止講習会、市町村・漁協の海難防止担当者研修会開催、訪船指導等</p> <p>2 水難救難活動支援事業 ・地区救難所訓練の開催、救難所運営費助成</p>					

(5) 担い手活動支援事業費（漁業就業促進事業費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	3,865	—	3,865	—	H11～ (S52開始)	水産経営課 担い手育成係
R 4 年度	3,969	—	3,969	—		
区分	道単独（H17税源移譲）			実施方法	補助・委託	
実施主体	北海道漁業就業支援協議会・ 北海道			負担区分	道 定額・道10/10	
事業目的	漁業の新規就業の促進や就業者の就労安定を図るため、北海道漁業就業支援協議会が実施する担い手確保・育成対策を支援するとともに、沿岸漁業への転換を希望する漁船乗組員の海技資格取得研修を実施する。					
事業内容	<p>（補助の考え方）</p> <p>水産関係団体で構成する北海道漁業就業支援協議会に対して、漁業就業者確保育成事業の実施に必要な経費を助成する。</p> <p>（補助対象事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業就業者確保育成事業 <ol style="list-style-type: none"> （1）北海道漁業就業促進連絡会議の開催 （2）漁業就業に関する情報活動 （3）漁業のPR・勧誘活動 2 新規漁業就業者促進対策事業 <ol style="list-style-type: none"> （1）地域漁業就業促進活動 （2）UIターン等新規参入促進活動 <p>（委託の考え方）</p> <p>沖合漁業から沿岸漁業への転換を希望する高齢漁船乗組員等に一級小型船舶操縦士の免許資格を取得するために必要な学科及び実技の講習を行う。</p> <p>委託先：民間企業</p>					

(6) 担い手活動支援事業費（漁業士育成事業）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	2,050	—	2,050	—	S 61～	水産経営課
R 4年度	2,075	—	2,075	—	(S 56開始)	担い手育成係
区分	道単独（H17税源移譲）			実施方法	直営・補助	
実施主体	北海道・北海道漁業士会			負担区分	道10/10・道1/2	
事業目的	<p>豊かで活力ある漁村づくりを進めるため、地域の漁業振興の中核的漁業者となり得る青年をリーダーとして育成するほか、現にすぐれた経営等を行い、漁村の青少年の育成に指導的役割を果たしている中核的漁業者の地域における自主的な活動を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青年漁業士：中核的漁業者となり得る青年漁業者であって、地域活動の指導助言を担う（～46歳）。 ・ 指導漁業士：地域の指導的役割を果たしている漁業者であって、地域の漁業振興、生活向上等に関する指導助言を担う。（～70歳） 					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業士の認定 浜の将来を担う青年漁業者と青少年等の指導にあたる漁業者に対し養成研修を行い、「北海道漁業士」の称号を付与する。 2 地域活動の促進 漁業士が中心となって行ったグループ活動の実績を紹介し、地域漁業者等と情報交換を行う会を開催することにより、漁業士が持つ知識及び技術を地域に普及するとともに、関係機関との連携を深め、漁業士活動の活性化と地域漁業者の意識啓発を促進する。 3 北海道漁業士会の活動への支援（補助） 漁業士相互の情報交換や交流を促し、相互研鑽を積極的に進めることにより、よりすぐれた活動の展開を図るため、北海道漁業士会が行う研修交流事業に対して支援する。 					

(7) 研修事業費・漁業研修所維持管理費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	56,055	—	49,527	6,528	H9～ (S39開設)	水産経営課 担い手育成係
R 4年度	52,836	—	46,308	6,528		
区分	道単独（H17税源移譲）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	漁業の振興及び漁村の活性化を担う漁業就業者を育成するために、必要な知識及び技術に関する体系的な研修を実施する。					
事業内容	<p>1 研修事業費</p> <p>(1) 総合研修 漁業就業者及び漁業を志す者に対し、漁業に必要な知識及び技術に関する研修を行う。</p> <p>(2) つくり育てる漁業技術研修 漁業就業者に対し、資源管理、栽培漁業等に関する知識及び技術を修得させるための研修を行うとともに、漁村における指導的役割を果たす者として必要な知識及び技術を修得させるための研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源管理、経営管理等に関する知識及び技術を修得させるための研修 ・ 漁業士や青年部、女性グループ等を対象としたリーダー育成研修 ・ 最新の増養殖技術や栽培漁業に関する専門的な知識を修得させるための研修 <p>(3) 漁業就業促進研修 漁業就業者に対し、経営改善等を図るために必要な知識及び技術を修得させるための研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善等を図るために必要な資格を取得させるための研修 <p>2 漁業研修所維持管理費 漁業研修所の維持管理に要する経費</p>					

(8) 水産業協同組合振興指導費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	1,156	—	1,156	—	—	水産経営課 組合係
R 4年度	1,156	—	1,156	—		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	水産業協同組合法に基づく指導監督により水産業協同組合の適正な運営を図るとともに、経営健全化を要する漁協に対し、経営健全化に向けた指導を実施することにより改善を図り、協同組合組織の発展を促進する。					
事業内容	<p>1 一般指導</p> <p>水産業協同組合法の改正、法令などの解釈、常例検査結果の事後指導、経営状況などの各種調査を通じて漁協の状況を把握し、必要な指導を適宜実施する。</p> <p>また、漁協を取り巻く課題や問題等について、漁連を始めとする系統団体とも緊密な連携をとりながら、迅速かつ適切に対応する。</p> <p><系統団体が中心となって行う指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査、決算他実務指導、漁協経営改善対策など <p>2 経営健全化指導</p> <p>「漁業協同組合経営強化総合対策事業」などの事業期間が終了し、自主改善計画を実践中の合併漁協について、北海道漁協経営強化推進本部を中心として事業の実績検討を行い、計画の着実な達成を指導する。</p> <p>また、大幅な漁獲減など経営環境の変化により経営基盤の強化等が遅れている漁協に対して、組織・事業の見直しや施設統合、財務改善計画の策定などの経営指導を行うとともに、組合運営の健全性を確保するための指導を行う。</p>					

(9) 漁業協同組合経営指導事業費補助金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係						
R 5年度	1,905	—	1,905	—	S36～	水産経営課 組合係						
R 4年度	1,905	—	1,905	—								
区分	道単独			実施方法	補助							
実施主体	北海道漁業協同組合連合会			負担区分	道1/2							
事業目的	厳しい漁業環境の中で、経営不振漁協の経営安定を図っていくことが緊急課題であり、系統団体をあげての指導強化が求められていることから、本道漁業協同組合の健全な発展と漁業者の経済的・社会的地位の向上及び漁業経営の安定を目的に北海道漁業協同組合連合会が行う事業に対し助成する。											
事業内容	<p>1 補助対象事業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な事業</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁協経営指導事業</td> <td>漁協経営実務指導、漁協経営改善対策</td> <td>3,810千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 補助率 1/2以内</p> <p>3 補助額 1,905千円</p>						区 分	主な事業	補助対象経費	漁協経営指導事業	漁協経営実務指導、漁協経営改善対策	3,810千円
区 分	主な事業	補助対象経費										
漁協経営指導事業	漁協経営実務指導、漁協経営改善対策	3,810千円										

(10) 漁業共済事業普及指導費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	260	—	260	—	S49～	水産経営課 組合係
R 4年度	289	—	289	—		
区分	道単独（H18税源移譲）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	漁業者が台風・高波等の自然災害や海況の変化による不漁などに見舞われた際、漁業災害補償法に基づく相互救済の精神を基調とした保険の仕組みにより、その損失を補填する漁業共済制度への加入を促進し、本道漁業者の経営安定を図る。					
事業内容	平成23年度から漁業共済制度に上乘せし減収を補てんする「漁業収入安定対策事業」が開始されたことから、本道漁業者のより一層の漁業経営の安定に資するため、漁業共済未加入漁業者への加入進活動等を実施する。					

(11) 資源管理体制推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	20,105	—	275	19,830	H23～	水産経営課 組合係 水産振興課 栽培振興係 漁業管理課 資源管理係
R 4年度	24,036	—	306	23,730		
区分	受託事業			実施方法	受託	
実施主体	北海道			負担区分	国定額	
事業目的	近年、水産資源の状況は、低位にあるものや減少傾向にある魚種が多く、総じて厳しい状況にあり、水産資源の積極的な回復や維持を図ることが非常に重要な課題である。 このため、資源状況に即して資源管理を進めて行く必要があり、資源管理の基本的な考え方（資源管理指針）を示すとともに、漁業者がこれに沿って計画的に資源管理に取り組む体制を構築し支援することにより水産資源の管理・回復を図る。					
事業内容	○北海道資源管理協議会（道、水試、漁業系統団体で構成）が、国から補助を受け、次の業務を実施する（一部、関係機関へ委託等により実施）。 ① 北海道資源管理方針及び指針の策定(変更)に際しての関係者間の検討 ② 資源管理計画及び協定等の作成(変更)指導及び自己点検の指導 ③ 資源管理計画及び協定に基づく取組及び漁場改善計画において定める適正養殖可能量に対する履行確認等 ④ 資源管理方針及び指針の策定や改正の検討等に必要な科学的データの収集等 ⑤ その他本事業の実施に当たり必要となる業務					

(12) 漁業金融の指導

事業目的	<p>漁業は、一般的に他の産業より収益性が低いことや生産性リスクが高いこと、また、借り手である漁業者の信用力、担保力が弱いことから、これらを補完するため、漁業経営に必要な各種制度資金の適正な融資や指導により、漁業経営の基盤強化を図る。</p>
事業内容	<p>1 漁業近代化資金等による設備資金 漁業近代化資金や沿岸漁業改善資金等の借入れ目的に応じた適切かつ円滑な融資に努め、漁業者の資本装備の高度化や近代的な漁業技術の導入など漁業経営基盤の確立を目指す。</p> <p>2 経営不振者対策 抜本的な見直しが必要となっている不振漁業者にあっては組織的な構造再編を促すとともに選別融資の徹底を図り、漁業経営の再建可能者にあっては、過度な設備投資を抑制させながら、漁業者の経営状況や負債の実態に合わせて漁業経営維持安定資金等を活用した既往債務の負担軽減対策を講じ、経営改善計画の樹立による総合的な負債整理対策を進め、再建を支援するとともに事後指導の徹底を図る。</p> <p>3 令和5年度制度資金の融資枠（道の利子補給等による支援措置）</p> <p>(1) 融資を予定している事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業近代化資金 94億円 ・ 漁業振興資金 20億円（平均残高） ・ 沿岸漁業改善資金 2億円 ・ 漁業経営維持安定資金 6億円 ・ 水産加工振興資金 20.2億円（平均残高） <p>(2) 融資を終了している事業（利子補給のみ実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業経営健全化促進資金利子補給金 ・ 漁業近代化漁船整備特別対策資金利子補給金

(13) 農林漁業資金管理指導費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	300	—	—	300	—	水産経営課 組合係
R 4年度	1,067	—	—	1,067		
区分	受託事業			実施方法	直営（受託）	
実施主体	北海道			負担区分	—	
事業目的	株式会社日本政策金融公庫法に基づき、農林漁業の生産力の維持推進に必要な長期かつ低利の資金を融通するため設置された（株）日本政策金融公庫の資金について、有効・適切な活用を推進する。					
事業内容	<p>1 （株）日本政策金融公庫資金の貸付対象事業に係る調査等 （株）日本政策金融公庫からの委嘱に基づき、漁業基盤整備資金等の貸付に際し、事業計画に係る知事の意見を提出する。</p> <p>2 主な農林水産事業（知事意見の提出が求められる資金） (1) 漁業基盤整備資金 (2) 中山間地域活性化資金 ※受託先 （株）日本政策金融公庫</p>					

(14) 漁業近代化資金利子補給金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	638,901	—	638,901	—	S44～	水産経営課 組合係
R 4 年度	649,190	—	649,190	—		
区分	道単独（H17税源移譲）			実施方法	利子補給	
実施主体	北海道			負担区分	道 0.40～1.30%	
事業目的	漁業者等の経営の近代化を目的に、資本整備の高度化を図る。					
事業内容	<p>1 事業内容 漁業近代化資金の約定融資残高（平成15年～令和5年度融資）に対する利子補給を行う。</p> <p>2 貸付条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 漁船（総トン数130トン未満）の建造、取得又は改造 (2) 漁船漁具保管修理施設等の改良造成又は取得 (3) 漁場改良造成機具等の取得 (4) 漁具又は養殖施設の取得 (5) 水産動植物の種苗の購入又は育成 (6) 漁村環境整備施設の改良造成又は取得 (7) 農林水産大臣指定資金 ・貸付対象者 漁業者、水産加工業者、水産業協同組合等 ・貸付限度 9,000万円～12億円 ・貸付期間 5～20年以内 ・貸付利率 0.80%（令和5年5月18日現在） ・償還方法 元本均等償還（年賦又は半年賦） ・融資残高 445億6,737万円（令和4年12月31日現在） ・融資枠 94億円 					

(15) 沿岸漁業改善資金貸付事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	393,111	—	—	393,111	S 54～	水産経営課 組合係
R 4 年度	253,768	—	—	253,768		
区分	道単独			実施方法	融資	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業 目的	沿岸漁業従事者等の経営改善等を図るため、水産業改良普及組織等の行う普及指導活動との密接な連携のもと、必要な資金を無利子で融資する。					
事業 内容	<p>1 資金種類 (1) 経営等改善資金 (2) 生活改善資金 (3) 青年漁業者等養成確保資金</p> <p>2 融資条件 貸付利率：無利子 償還期間：2～12年（うち据置0～5年以内） （東日本大震災特財法の特例の場合は5～15年（うち据置0～8年以内）） 貸付限度額：10～5,000万円 一漁業者当たり限度額：5,000万円</p> <p>3 融資機関 北海道（貸付・償還事務の一部を信漁連、漁協に委託）</p> <p>4 貸付対象者 沿岸漁業者等（個人、団体、会社）</p> <p>5 融資残高 1億5,690万円（令和5年3月31日現在）</p> <p>6 融資枠 2億円</p> <p>7 根拠法令 沿岸漁業改善資金助成法、北海道沿岸漁業改善資金貸付規則</p>					

(16) 漁業振興資金利子補給金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	18,000	—	18,000	—	S56～	水産経営課 組合係
R 4 年度	44,000	26,000	18,000	—		
区分	道単独（R 4 交付金活用）			実施方法	利子補給	
実施主体	北海道信用漁業協同組合連合会			負担区分	道0.9%	
事業目的	経営基盤の脆弱な主として20トン未満の漁船を使用する沿岸漁業者に対し、短期の低利な経営資金又は緊急資金の融通を円滑にするため、道が融資機関に利子補給を行うことにより、沿岸漁業者の漁業経営の安定向上を図る。					
事業内容	<p>1 貸付対象事業</p> <p>(1) 一般資金</p> <p>① 着業に必要な経費</p> <p>② 経営改善に必要な経費</p> <p>ア 資源管理型漁業の促進に要するもの</p> <p>イ 省経費型漁業への移行に要するもの</p> <p>ウ 経営安定型漁業の確立に要するもの</p> <p>(2) 特別資金</p> <p>①災害対策に要する経費、②クロマグロの漁獲管理を行うために必要な経費</p> <p>2 貸付対象者</p> <p>主として総トン数20トン未満の漁船を使用し沿岸漁業を営むもの</p> <p>3 貸付限度額 一般資金 500万円 (特認800万円、ただし秋さけ定置網漁業は2,000万円) 特別資金 500万円</p> <p>4 償還期限 1年以内</p> <p>5 末端利率 一般資金1.5%、特別資金0.4%（令和5年4月1日現在）</p> <p>6 融資機関 信漁連、各漁業協同組合</p> <p>7 融資枠 20億円</p>					

(17) 漁業経営維持安定資金融通助成事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	9,003	—	9,003	—	S51～	水産経営課 組合係
R 4年度	8,087	—	8,087	—		
区分	道単独（H17税源移譲）			実施方法	利子補給	
実施主体	北海道			負担区分	道1.25%～1.30%	
事業目的	国際規制の強化、漁業の経済的諸条件の著しい変動等により、漁業経営の維持が困難となっている中小漁業者に対し、延滞・固定化した債務等の整理を行い、当該漁業者の漁業経営の安定を図る。					
事業内容	<p>1 漁業経営維持安定資金の融資残高(平成20年～令和5年度融資分)に対する利子補給を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資残高 4億4,576万円（令和4年12月31日現在） <p>2 借受資格者</p> <p>固定化債務等を有しているため漁業経営の維持が困難となっている中小漁業者であつて、再建計画について知事の認定を受けた者。</p> <p>（漁家経営）</p> <p>本資金の融通によって、負債整理を行うことが必要と認められる者</p> <p>（企業経営）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3か年漁業収支が、通算して損失となっている者 ・自己資本不足比率が、0.1以上の者 <p>3 貸付限度 4,000万円～4億円（特認あり）</p> <p>4 貸付期間 10年以内〔特認15年以内〕</p> <p>5 貸付利率 沿岸0.8% 遠洋1.25%（令和5年5月18日現在）</p> <p>6 償還方法 元本均等償還</p> <p>7 融資機関 漁協、信漁連、農林中金、銀行、信用金庫</p> <p>8 融資枠 6億円</p>					

(18) 漁業経営改善促進資金利子補給金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	222	—	222	—	H 7～	水産経営課 組合係
R 4年度	222	—	222	—		
区分	道単独			実施方法	利子補給	
実施主体	北海道信用漁業協同組合連合会			負担区分	道1.475%	
事業目的	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画に従い漁業経営の改善の措置を行う中小漁業者のうち、資金利用計画を作成し知事認定を受けた者に対し、低利の短期運転資金を融通することにより、その経営の改善の円滑な推進を支援する。					
事業内容	<p>1 北海道低利預託資金の造成に必要な資金を全国漁業信用基金協会に融資する北海道信用漁業協同組合連合会に対して、利子補給を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金 222千円（北海道低利預託資金造成額×1.475%） <p>2 借受資格者 漁業経営改善計画の認定を受けた中小漁業者で、次の要件を全て満たし、資金利用計画の知事認定を受けた者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営改善計画が運転資金を必要とするような具体的な経営改善措置を内容とするもので、当該年度において、その措置に着手することが確実であること ・青色申告を行っていること ・既往借入金の返済財源が確保されていること（各事業年度における減価償却前当期利益が固定負債の償還額を上回っていること） <p>3 貸付方式 極度貸付方式（極度額の限度で随時借入、随時返済）による当座貸越又は手形貸付</p> <p>4 利用期間 漁業経営改善計画期間中（原則5年間）</p> <p>5 極度額の上限 漁業形態、経営規模等に応じ3,000万円～1億9,000万円の上限定（特認あり）</p> <p>6 償還期限 1年以内（当座貸越の場合は、1年程度の当座貸越契約期間内）</p> <p>7 貸付利率 1.5%（令和5年4月1日現在）</p> <p>8 融資機関 漁協、信漁連、農林中金、銀行、信用金庫</p>					

(19) 水産加工振興資金貸付金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	1,000,000	－	△20	－	S52～	水産経営課 組合係
R 4年度	1,000,000	－	△20	－		
区分	道単独			実施方法	預託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	水産加工業者等の経営基盤の強化と事業の安定向上を促進するため、低利の運転資金を融資する。					
事業内容	<p>1 貸付対象 ①原魚・加工資材共同購入資金、製品共同販売資金 ②秋さけ・ほたてがい加工促進資金</p> <p>2 対象者 上記①資金 漁業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工協同組合、北海道水産物加工協同組合連合会 上記②資金 水産加工業者、北海道漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工協同組合、北海道水産物加工協同組合連合会</p> <p>3 貸付限度額 上記①資金 7千万円（一般）、1億2千万円（特認） 上記②資金 1億2千万円</p> <p>4 貸付期間 1年以内</p> <p>5 貸付利率 1.5%（令和5年4月1日現在）</p> <p>6 融資機関 北海道信漁連、農林中金、商工中金、銀行、信用金庫、信用組合及び漁協</p> <p>7 融資枠 20億1,596万円（平均残高）</p>					

(20) 漁業経営健全化促進資金利子補給金

予算額(千円)		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	660	—	660	—	H21～R 6	水産経営課 組合係
R 4年度	1,042	—	1,042	—		
区分	道単独			実施方法	利子補給	
実施主体	北海道			負担区分	道0.26%	
事業目的	<p>平成16年以降の燃油高騰に端を発し漁業者の資金繰りが逼迫しており、資材高騰や噴火湾地域の付着物被害等の影響を受けている沿岸漁業者等に対して、資金繰りを円滑にするため、借換資金を融通する金融機関に対し漁業団体や市町村と協調した利子補給を行い、漁業経営の健全化を図る。</p> <p>(平成21年度のみ貸付)</p>					
事業内容	<p>1 借受資格者 事実上の債務延滞等がある中小漁業者で知事の「漁業経営健全化計画」の認定を受けた者。</p> <p>2 貸付限度 4,000万円～2億8,000万円(特認あり)</p> <p>3 貸付期間 10年以内[特認15年以内](うち据置3年)</p> <p>4 貸付利率 1.65%</p> <p>5 利子補給 令和6年度まで 0.26% (信漁連 0.78%)</p> <p>6 融資実績 648件 57億3,886万円</p> <p>7 融資残高 2億5,673万円(令和4年12月31日現在)</p>					

(21) 漁業近代化漁船整備特別対策資金利子補給金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係									
R 5年度	214	—	214	—	H27～R14	水産経営課 組合係									
R 4年度	214	—	214	—											
区分	道単独			実施方法	利子補給										
実施主体	北海道			負担区分	道0.625%										
事業目的	漁業近代化資金より償還期間の長い漁船取得等（建造・取得・機関換装）のための資金を設け、利子補給措置を行い、老朽化した漁船の円滑な更新を進める。 （平成26年度のみ貸付）														
事業内容	1 借受資格者 漁業を営む個人及び法人、漁業生産組合 2 資金使途 漁船代船建造もしくは取得、及び推進機関の換装 3 融資機関 信用事業を行う漁業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会 4 償還期限と貸付限度額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>償還期限</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁船建造・取得</td> <td>18年以内（据置15年）</td> <td>事業費の24/180以内</td> </tr> <tr> <td>推進機関換装</td> <td>9年以内（据置7年）</td> <td>事業費の16/90以内</td> </tr> </tbody> </table> 5 貸付利息 0.6～0.8%（漁業近代化資金と同率） 6 利子補給率 0.625% 7 融資実績 7件 51,780千円 8 融資残高 34,120千円（令和4年12月31日現在）						資金使途	償還期限	貸付限度額	漁船建造・取得	18年以内（据置15年）	事業費の24/180以内	推進機関換装	9年以内（据置7年）	事業費の16/90以内
資金使途	償還期限	貸付限度額													
漁船建造・取得	18年以内（据置15年）	事業費の24/180以内													
推進機関換装	9年以内（据置7年）	事業費の16/90以内													

(22) 漁業用燃油価格高騰緊急対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年補	964,511	964,511	—	—	R 4～	水産経営課 組合係
R 4年補	659,367	659,367	—	—		
区分	交付金			実施方法	補助	
実施主体	道漁連、機船漁業協同組合等			負担区分	10/10以内、定額	
事業目的	漁業用燃油価格等の高騰に係る漁業者負担を軽減することにより、漁業経営の安定・継続を図る。					
事業内容	国の漁業経営セーフティーネット構築事業における漁業者のR 5積立金相当額を予算の範囲内において補助する。 補助単価：1,000円～8,500円／燃油キロリットル					

(23) 道産水産物需要拡大事業費

【目的・概要等】

近年、漁獲量が増加しているマイワシ、ブリ、ニシンについて、魚価が伸び悩んでいることから、道内飲食店におけるフェアを開催し、これらの魚種を日常的に利用する魚種として定着させ、需要の拡大を図る。

〔道内の漁獲金額の推移〕

(単位：億円)

区 分	H29	H30	R元	R2	R3
漁獲金額	2,951	2,735	2,388	2,027	2,586

※ R2は新型コロナウイルス感染症対策の影響により漁獲金額が下落

〔漁獲量が増加傾向にある魚種の漁獲量の推移〕

(単位：トン)

魚 種	H23	H29	H30	R元	R2	R3	R3/H23
マイワシ	3,868	124,088	124,358	202,063	235,680	247,313	6,394%
ブ リ	7,146	7,686	8,231	10,873	15,457	14,077	197%
ニ シ ン	3,701	9,064	13,194	14,678	14,335	14,062	380%

〔魚種ごとの消費性向調査 (R3) 〕

魚 種	サケ・マス	マイワシ	ブ リ	ニ シ ン
定 着 率	87.8%	10.6%	29.6%	27.0%

【事業内容】

資源増加魚種の活用促進に向けた道内飲食店でのフェア開催

・近年、漁獲量が増加しているマイワシ、ブリ、ニシンの需要拡大を図るため、道内の飲食店などでフェアを開催する。

区 分	取組内容
実施内容	○ 道内の飲食店などで、マイワシ、ブリ、ニシンを用いた料理を提供 開催期間：各魚種について1か月間（マイワシ、ブリは同時開催） 予定店舗：延べ300店舗 ○ SNS等の特性を活用したPR
事業主体	○ 北海道

【予算額】

予算額 (千円)	国	道	その他	実施年度	担当課・係
R5年度	13,423	6,659	6,764	-	R5～ 水産経営課 水産流通係

※ 特定財源：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

(24) 見よう！知ろう！食べよう！こどもおさかな教室

【目的・概要等】

本道の1世帯当たりの年間魚介類等支出金額は年々減少傾向にあり、食料支出金額に占める魚介類等の割合は、平成19年から肉類・乳卵の占める割合を下回り10%程度と低迷している状況にある。

このことから、将来の魚食文化を支えていく子どもたちに対して、食卓にのぼる地元（北海道）の魚について「どのように獲っているのか」、「どんな魚なのか」、「どのように食べているのか」、実際に肌で触れ、もっと身近に感じてもらうことによって、魚食普及の推進を図る。

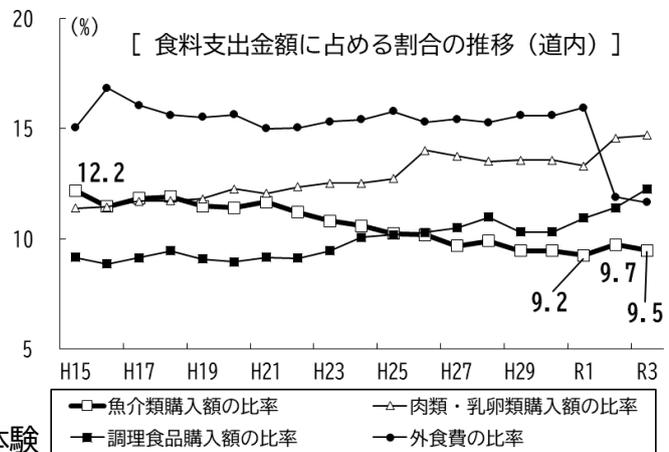
【事業内容】

道産水産物の一大消費地である札幌市内の小学生を対象として、北海道の漁業について学んでもらうとともに、道内産地に出向き、日頃食べている魚の漁法や魚の食べ方など、自らの目で見て自らの手で調理し食べてもらう。なお、実施にあたっては、コープさっぽろと連携し行う。

- ・日 時 年間2回（8月・11月）
- ・場 所 札幌市内
- ・参加者 小学生 約30名
- ・講 師 道職員
- ・協力機関 北海道漁業協同組合連合会
一般社団法人 北海道水産会
- ・内容

- ①北海道の魚についての座学
- ②量販店、消費地市場の見学
- ③マイワシ、ホタテ、秋サケ等の調理体験

※ 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止



【活動の様子】

令和元年度は、札幌市において小学生を対象に、魚の流通についての座学、市場・量販店（鮮魚売り場）の見学、魚の調理方法などの教室を開催。



【予算額】

予算額（千円）	国	道	その他	実施年度	担当課・係
R5年度	(非予算事業)			H27～	水産経営課
R4年度	(非予算事業)				水産流通係

(25) 水産物流通安全対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	3,951	1,928	2,023	－	S53～	水産経営課
R 4年度	3,951	1,928	2,023	－		水産流通係
区分	道単独 非公共（交付金）			実施方法	直営・委託	
実施主体	北海道			負担区分	別記	
事業目的	貝毒の発生に対応し、ホタテガイの食品としての安全性を確保し、円滑な流通を確立するため、適切な生産・処理加工体制の整備を図る。					
事業内容	<p>ホタテガイの貝毒検査・出荷体制強化</p> <p>1 貝毒行政検査 海域毎に行政による貝毒検査を定期的に行い、安全な二枚貝の出荷体制を確保する。 負担区分 国1/2 道1/2</p> <p>2 出荷体制強化 貝毒発生期におけるホタテガイを処理加工できる認定工場に対し、巡回指導を行い、認定要件遵守の徹底を図る。 負担区分 道10/10</p>					

(26) ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	2,721	1,360	1,361	－	S54～	水産経営課
R 4年度	2,721	1,360	1,361	－		水産流通係
区分	非公共（交付金）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	国1/2 道1/2	
事業目的	貝毒プランクトンの発生状況についてモニタリングを行い、ホタテガイ等二枚貝の安全流通を図るとともに、出荷規制につながる貝毒発生を予測し、その情報を関係漁業者に周知することにより、漁業生産の安定に資する。					
事業内容	<p>貝毒原因プランクトン分布と海洋条件との関係を調査し、プランクトンと貝毒の関係を監視することで、出荷規制時期を的確に把握する。</p> <p>平成17年5月から、調査定点を追加し、ホタテガイ以外の二枚貝類を含めた全道の生産海域で調査を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施海域：全道17海域 ・実施回数：月1～2回 ・調査項目：水温、塩分、プランクトン <p>負担区分 国1/2 道1/2</p>					

(27) 緊急海水・水産物モニタリング調査事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	191	—	191	—	H23～	水産経営課
R 4年度	191	—	191	—		水産流通係
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生し、放射性物質を含んだ汚染水が海域に放出されたことから、海水のモニタリング調査を実施し、調査結果を道のホームページに掲載して国内外に情報発信することで、道産水産物の安全性をPRする。					
事業内容	海水モニタリング 1 調査地点 北海道太平洋沿岸（厚岸、様似、室蘭） 2 検査頻度 適宜 3 検査項目 放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、137 4 検査機関 道立衛生研究所					

(28) 道産水産物魚食普及推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	4,300	4,100	200	—	H28～	水産経営課
R 4年度	4,500	4,500	—	—		水産流通係
区分	道単独 非公共			実施方法	直営、補助	
実施主体	北海道、生産；加工業者団体、調理師団体			負担区分	国10/10（補助金）、道10/10（事務費）	
事業目的	道産水産物の魚価の安定化を図るため、国内市場の安定的な需要を確保する必要があるが、国内においては、魚介類の消費量の低迷が顕著となっていることから、学校給食等への導入や多様な魚食形態の創出を図ることにより、減少を続ける魚介類の消費を回復させる。					
事業内容	1 魚食習慣定着促進 魚食習慣の普及や定着を図るため、栄養士などの学校給食関係者等へのPRなどを行うとともに、学校給食等の特性に合わせた製品の開発を行うなど、学校給食や介護食、病院食へ道産水産物の導入を促進する取組に対し支援する。 2 道産水産物普及促進 地域の魚種の特徴を活かし、生活スタイルの多様化に対応した販売促進や魚食形態の創出など、道産水産物の喫食機会の増加に向けた生産者団体等の取組に対し支援する。					

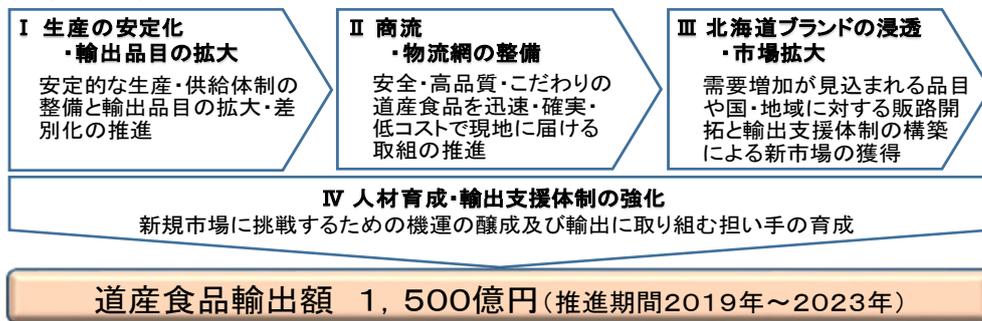
(29) 水産物流通適正化協議会運営費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	4,354	—	—	4,354	R 3 ~	水産経営課
R 4 年度	6,000	—	—	6,000		水産流通係
区分	受託事業			実施方法	受託	
実施主体	北海道			負担区分	国定額	
事業 目的	水産流通適正化制度（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律、令和4年12月1日施行）の円滑な運用のため、北海道及び関係機関と協議会を設立のうえ、説明会等を実施し制度の周知を行う。					
事業 内容	<p>北海道水産流通適正化協議会は、国からの補助を受け、次の業務を実施する。</p> <p>1 水産流通適正化法に係る関係事業者等向け説明会の開催</p> <p>2 1の実施に要する荷受・流通実態等の情報収集</p> <p>○道は、協議会が実施する上記1、2の業務それぞれの一部を受託業務として実施する。</p>					

(30) 道産水産物輸出拡大推進事業費

【目的・概要等】

「北海道食の輸出拡大戦略（第Ⅱ期）」に基づき、品目の拡大や相手先国の多様化などにより、輸出の拡大を図る。



※ 水産物・水産加工品目標額 1,100億円

【事業内容】

1 事業概要

道産水産物の海外販路拡大のため、海外量販店等におけるイベント開催やネット通販などを行う生産者団体への支援や道産水産物フェア等を実施する。

2 取組内容

(1) 生産者団体が実施する取組への支援

区分	対象国	対象魚種	取組内容
補助 (1/2以内)	中国、香港、タイ、ベトナム、オーストラリア等	ホタテ、秋サケ、ホッケ、カレイ等	・量販店でのイベント開催 ・飲食店へのサンプル提供 ・ネット販促等

(2) 道産水産物フェアの開催

区分	対象国	対象魚種	取組内容
直営 (委託)	アメリカ合衆国	ホタテ、秋サケ、カレイ等	・量販店での水産エコラベル製品等道産水産物のPR ・カレイ類加工品の販促
	中国	活ホッキ、活カキ等	・活貝の展示商談会及び飲食店フェアを実施

(3) 高付加価値製品の販促

区分	対象国	対象魚種	取組内容
直営 (委託)	中国・香港	水産加工製品	・量販店やネットでのキャンペーン販売を実施

【予算額】

予算額（千円）	国			実施年度	担当課・係
	国	道	その他		
R5年度	43,139	21,122	22,017	R3～	水産経営課 輸出促進係
R4年度	43,139	29,122	14,017		

【特定財源】 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

(31) 水産物流通調整対策費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	289	—	289	—	S 49～	水産経営課 輸出促進係
R 4 年度	289	—	289	—		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	道産水産物の価格・流通の安定化を図るため、輸入対策及び流通問題に関する国への要請や国際貿易交渉の情報収集、検討会議への出席等により、水産物の秩序ある輸入体制の確立及び流通諸対策を推進する。					
事業内容	<p>1 水産物の輸入対策 水産物輸入に関わる国の動向や生産者、流通関係者における状況を把握するため、業界団体や北海道水産貿易対策会議等と連携しながら、国際貿易交渉の情報収集を行う。</p> <p>2 水産物流通調整対策 内需拡大、安全安心の確保など水産物の流通問題に関する課題について、国・他県との調整を図るための検討会議に出席し、水産物流通対策の推進を図る。</p>					

(32) 道産水産物輸出市場対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	3,253	2,597	656	—	H 26～	水産経営課 輸出促進係
R 4 年度	3,650	2,949	701	—		
区分	道単独、非公共（交付金）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	別記	
事業目的	海外既存市場への信頼回復を図るため、道産水産物における安全性PRを実施するとともに、水産加工場のHACCP認定取得を促進することで輸出の増加を目指し、漁業者及び加工業者の所得向上を図る。 また、申請件数増が見込まれる輸出証明書の発行体制を構築し、輸出促進に寄与する。					
事業内容	<p>1 安全性信頼対策（負担区分 道10/10） 福島第一原子力発電所の汚染水流出問題により、平成25年9月に韓国が福島県など8県の水産物輸入を禁止したことから、道内でも東アジア等への輸出減少が懸念される。東アジア等で道産水産物の安全性をPRすることで、風評被害を払拭し輸出の増大を図る。</p> <p>2 HACCP取得促進（負担区分 道10/10） 輸出HACCP認定取得施設は次第に増加しているが、多くの事業者が認定の取得について高いハードルと考えていることから、衛生管理の意識高揚を促し、輸出HACCPの取得に繋げていくための研修会を開催し、輸出促進を図る。</p> <p>3 証明書発行体制構築（負担区分 国10/10） 申請件数の増大が見込まれる輸出証明書について、迅速な発行に必要となる体制の構築により申請者の利便を向上させ、輸出環境の更なる改善を図る。 ※ 体制の構築・・・会計年度職員の配置 ほか</p>					

(33) ホタテガイ海域拡大管理推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	2,866	—	2,866	—	S49～	水産経営課 輸出促進係
R 4年度	3,057	—	3,057	—		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	別記	
事業目的	EU向けに輸出されるホタテガイの関係漁業者や加工業者に対し、EUが求める衛生基準等の遵守指導や生産海域の監視などの公的管理を行う。					
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 貝類衛生対策委員会の開催（負担区分 道10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・生産海域の指定に関する協議 ・モニタリングに係る検体採取計画の策定 ・検体採取を行う者の指名及び研修 2 モニタリングの実施（負担区分 道10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・海 域：噴火湾北西部、網走中部海域、宗谷北東部海域、網走北部海域 網走南部海域、宗谷南部海域 ・検査項目：貝毒、微生物、環境汚染物質 ・分 担：（総合振興局等・保健所）貝毒、微生物検査等の検体採取及び発送 （登録検査機関）貝毒、微生物、環境汚染物質等の検査の実施 3 漁船、陸揚施設、輸送における衛生管理指導 <ul style="list-style-type: none"> ・EU向けホタテガイ出荷管理の研修の実施 ・採捕場所、生産漁協及び認定加工施設に関する不正行為の防止のモニタリング 4 EU-HACCP基準に基づく加工施設の衛生管理指導 <ul style="list-style-type: none"> ・指名食品衛生監視員（保健所）による施設の監視・検査の実施 					